

南部町 PR 大使設置要綱

(令和 7 年 6 月 1 日訓令第 22 号)

(趣旨)

第 1 条 本町の魅力を国内外に広く発信し、関係人口・移住定住者人口および観光客等の増加促進を図るため、南部町 PR 大使(以下「大使」という。)を設置する。

(大使の活動)

第 2 条 大使の活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の観光資源等の紹介及び宣伝
- (2) 町の観光行政に対する意見、提言等の提供
- (3) その他町長が必要と認める活動

(大使の要件)

第 3 条 大使は、次の各号のいずれかに該当する者で、本町に愛着を持ち、町の PR 事業の推進に積極的、協力的であるものの内から、町長が委嘱する。

- (1) 町にゆかりのある著名人
- (2) 町の観光事業にゆかりのある者
- (3) 町に居住している者
- (4) 町の出身者又は町に居住した経験のある者
- (5) 町の魅力を紹介するキャラクター
- (6) その他町長が特に必要と認める者

(委嘱期間)

第 4 条 大使の委嘱期間は、年度開始日（4 月 1 日）から委嘱した年度の翌年度の末日（3 月 31 日）までの 2 年間とし、年度の途中で委嘱する場合については、委嘱した日からその日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

(報酬)

第 5 条 大使への報酬は、原則として支給しないものとする。

(物品の提供)

第 6 条 町長は、大使が第 2 条に掲げる活動に資するため、次に掲げる物品を提供することができる。

- (1) 名刺
- (2) 町が作成した観光情報誌、ポスター、パンフレット、刊行物等
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(解嘱)

第7条 町長は、大使が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

- (1) 大使本人から辞職の申出があったとき。
- (2) 第2条各号に掲げる活動を行うことができなくなったと認められるとき。
- (3) 大使としてふさわしくない行動があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が大使として適当でないと認めたとき。

(庶務)

第8条 この要綱に関する事務は、南部町企画課が行う。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。